

# 令和3年度 下限面積

恩納村の農地又は採草放牧地の権利を取得するには、権利取得後の面積を含めて

**50a(アール) = 5,000m<sup>2</sup>**

以上の経営面積が必要です。

農地法施行規則第17条第1項の適用について

【方針】現行の下限面積50aの変更は行わない。

【理由】2015農林業センサスで、管内の農家で50a以上の農地を耕作している農家が全農家数の4割を下回らないため。

※平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。農業委員会は、毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

※農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が農地の取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、**いずれも上記の面積に達しない場合には、許可できません。**